

南和広域医療企業団公告第25号

公募型プロポーザル方式により業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告します。

令和5年7月18日

南和広域医療企業団 企業長 杉山 孝

1. 委託名

南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託

2. 委託の概要

南和広域医療企業団院内保育所（以下「院内保育所」という。）の管理運営業務を委託するもの。

3. 院内保育所の施設概要

施設種別 認可外保育施設

所在地 奈良県吉野郡大淀町大字福神7番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター敷地内 保育所施設

4. 履行期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（5年間）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第234条の3及び南和広域医療企業団長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第4号に基づく長期継続契約であり、令和6年度予算の議決を条件として契約が成立するものとする。また、令和7年度以降において当該契約の金額について減額または削除があった場合、当該契約を解除することができる。

5. 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 法人等を設立して5年以上経過しており、財政状況、損益状況及び資金状況が良好であること。
- (2) 近畿府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に本社又は営業所等を有する法人等であって、認可保育施設又は認可外保育施設を運営管理（業務委託契約による管理運営も含む。）していること。
- (3) 過去2年間近畿府県において、200床以上の病院の院内保育施設を管理運営（業務委託契約による管理運営も含む。）していること。
- (4) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者が役員となっていないこと。
- (5) 地方自治体施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づいて、更生または再生手続き等を行っていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (8) 国税、地方税を滞納していないこと。

6. 手続等

(1) 事務局（書類の提出先及び問い合わせ先）

本募集に係る事務局は、次のとおりとする。

担 当：南和広域医療企業団 事務局 総務企画課

所在地：〒638-8551 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター 2階

電 話：0747-54-5000 FAX：0747-54-5020

E-mail：shomu@nanwairyou.jp

(2) プロポーザル資料の配付

配付期間：令和5年7月18日（火）から令和5年8月1日（火）まで

（南和広域医療企業団ホームページ(<http://nanwairyou.jp/>) からダウンロードすること）

(3) 参加表明書、企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法について

① 提出期限：参加表明書 令和5年8月1日（火）午後5時（必着）

提 案 書 令和5年8月17日（木）午後5時（必着）

② 提出場所：（1）に同じ

③ 提出方法：持参または郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時（正午から午後1時の間を除く）。

(4) 質疑及び回答

① 提 出 日：令和5年8月1日（火）

② 提出場所：（1）に記載する事務局

③ 提出方法：別紙様式6「質疑書」により [電子メール](#) で提出すること。他の方法での提出分は受け付けない。なお、件名に「院内保育所プロポ質疑書の送付」と記載し、質疑書送付後に必ず電話で受信確認を行うこと。

④ 質疑回答：質疑書に対する回答は、全ての分を取りまとめ、令和5年8月7日（火）午後5時を目途に南和広域医療企業団ホームページに掲載する。

なお、質疑者への個別回答は行わず、再質疑も受け付けない。また、質疑への回答は仕様書の追加又は修正とみなす。

(5) プレゼンテーションの実施

① 開 催 日：令和5年8月25日（金）各参加者の開始予定時刻は別途通知する。

② 開催場所：奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター1階 大会議室

7. 院内保育所管理運営業務委託事業者選定審査会

事業者の選定は、「院内保育所管理運営業務委託事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）が行う。

8. 審査方法及び審査結果の通知

別表「院内保育所管理運営業務委託事業者選定審査基準」に基づき評価を行い、令和5年8月31日（木）に審査結果を提案書提出事業者全員に文書で送付する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

9. 契約の締結について

プロポーザル提出書類及びプレゼンテーションの結果を総合的に評価し、最も評価の高かった事業者と、本業務の委託契約締結交渉を行う。

ただし、その事業者が辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点事

業者と契約締結交渉を行うものとする。

10. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、契約を締結しないものとする。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあっては、その者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である場合。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している場合。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している場合。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した場合。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、当企業が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかった場合。

11. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語、通貨等
日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位。
- (2) 参加表明書及び提案書の作成並びに提出等に要する費用
参加（提案）者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) その他
詳細は、「南和広域医療企業団院内保育所管理運営業務委託に係るプロポーザル実施要領」において定める。